

IV

整備基準の解説

2 公共交通機関の施設

公共交通機関の施設とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条6項に規定する旅客施設を対象とし、原則として、その全てのものを指定施設とします。ただし、新たに旅客施設を建設し、又は大規模な改良をする場合にあつては、別表第2の2の表1の項(1)から(3)まで及び2の項に規定する整備項目に係る部分に限り適用します。

(解説等は、原則として、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」に準拠している。)

移動等円滑化
経路

●基本的な考え方

- ・ 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路は、高齢者、障害者等が円滑に通行できるようにする。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と公共車両等の乗降口との間の経路においては、次に定める構造の移動等円滑化された経路を乗降場ごとに1以上設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「公共用通路」とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。 ・ 公共用通路の出入口と各ホームを結ぶ乗降動線（同一事業者の異なる路線相互の乗り換え経路を含む。）において旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を円滑にすること。やむを得ず、公共用通路と公共車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該公共車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、可能な限り小さくする。 ・ 他の事業者や他の公共交通機関の乗り換え経路についても、移動の円滑化に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の経路に関しても可能な限り移動が円滑になるようにすること。特に線路によって地域分断されている場合などは、各方面の主要出入口から移動円滑化された経路を確保すること。 	
<p>(1) 高低差の処理</p> <p>移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路又は(4)に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、障害者等の円滑な利用に適した構造のエスカレーターをもってこれに代えることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、車椅子使用者の単独での利用を考え、エレベーターを設置すること。 ・ 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路（別表第2の1の表2の項に定める構造に限る。）又はエレベーター（(4)に定める構造と同等以上のものに限る。）を利用することにより、障害者等が旅客施設の営業時間内において、常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、この限りでない。 ・ 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。 ・ エスカレーターの踏み段幅は80センチメートル以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 <p>（障害者等の円滑な利用に適したエスカレーターの構造）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるように必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 ・ 踏み段及びくし板の表面は、滑りにくい仕上げとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傾斜路を設ける場合、有効幅員は180センチメートル以上とする。 ・ エスカレーターは、S1000型（踏み段幅約100センチメートル）以上とする。 	<p>図1 1の表_2 2の項参照</p>

整備基準	解説	望ましい水準	備考	
		<ul style="list-style-type: none"> ・踏み段の端部に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすること。 ・くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにすること。 ・昇降口の踏み段の水平部分は、3枚以上とすること。 ・くし板から70センチメートル程度の移動手すりを設けること。 ・乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85センチメートル程度の固定柵又は固定手すりを設置すること。 ・1以上は分速30メートル以下で運転可能なものを設置すること。 ・上り又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近の分かりやすい位置（ゲートポスト等）において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。 ・進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ・上り又は下り専用でないエスカレーターについても、当該エスカレーターへの進入の可否を表示する。 ・エスカレーターへの進入可否表示の配色については、色の識別をにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、及び彩度の差を確保するように配慮する。 	
(2) 出入口の構造	<p>移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用通路との出入口については、誰もが、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、分かりやすい配置とすること。特に、車椅子使用者等が遠回りにならない動線上の出入口を移動円滑化するように配慮すること。 ・1以上の戸は、自動式引き戸とすること。 ・公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なるが生じないように配慮すること。 ・水切り用の溝蓋を設ける場合は、車椅子のキャスターや視覚障害者の白杖の先端が落ち込まない構造のものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 ・屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置する。 ・ピッチ1.5センチメートル以下、すき間1センチメートル以下として、濡れても滑りにくい仕上げとする。 	1の表_2の項4の項6の項参照
(3) 通路の構造	<p>移動等円滑化された経路を構成する通路は、次に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・動線は、可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないように配慮すること。 ・歩行に制約のある利用者に配慮して、可能な限り手すりを設置する。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設置しない。 ・原則として床から200センチメートル程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、高さ110センチメートル以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部にすき間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設ける場合は、冬期の冷たさに配慮した材質とする。 	

整備基準	解説	望ましい水準	備考	
ア 有効幅員	有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、可能な限り有効幅員は、180センチメートル以上とする。 	図1	
イ 戸の構造	戸を設ける場合は、有効幅員を90センチメートル以上とし、自動的に開閉する構造又は障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> 自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。 	<ul style="list-style-type: none"> 手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものとする。 	図2
ウ 段	段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、別表第2の1の表6の項に定める構造とし、同表の1の表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。		1の表_2の項 6の項参照	
エ 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	<ul style="list-style-type: none"> 雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。 	図1	
オ 照明設備	照明設備が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> 通路は、高齢者や弱視者の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮すること。 		
(4) エレベーターの構造	移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、次に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターの配置に当たっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、全ての利用者が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。 エレベーターの前には、一般旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車椅子使用者が内部で転回することなく利用できるといった利便性等の観点からスルー型が有効な場合は、その設置を積極的に検討する。 直角2方向出入口型のエレベーターは、他の方式のエレベーターの設置が構造上又は安全上困難な場合及び車椅子使用者が円滑に利用できる籠の大きさの場合に限り設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況を勘案し、複数設置する。 	
ア 出入口の幅	籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上であること。		<ul style="list-style-type: none"> 出入口の幅は90センチメートル以上とする。 	1
イ 籠の大きさ	籠の内り幅は140センチメートル以上であり、内り奥行きは135センチメートル以上であること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターは、手動車椅子が内部で180度転回できる大きさである11人乗り（140センチメートル(W)×135センチメートル(D)）以上のものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 手動車椅子が内部で円滑に転回でき、かつ介助者と同乗できる大きさである15人乗り（160センチメートル(W)×150センチメートル(D)）以上のものとする。 	
ウ 鏡	籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡が設けられていること。ただし、ただし書に規定する場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> スルー型や直角2方向出入口型以外のエレベーターには、籠正面壁面に、出入口の状況が把握できるよう大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等） 設置する鏡は、床上40センチメートル程度から150センチメートル程度までのものとする。 		

整備基準	解 説	望ましい水準	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> スルー型や直角2方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。(ステンレス鏡面又は安全ガラス等) 	
エ 視覚的に確認できる構造	<p>籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、ガラス窓を設けること等により外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス窓を設置できない場合には、籠の内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 籠外部から、籠内の車椅子使用者や小児、転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50センチメートル程度とする。 聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮し、以下のような設備を設ける。 <ul style="list-style-type: none"> 籠の内部が確認できるカメラを設ける。 故障の際に自動的に故障したことが伝わるようにし、籠内にその旨の表示を行うか、又は籠内に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。
オ 手すりの設置	<p>籠内に手すり(握り手その他これに類する設備を含む。以下同じ。)が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手すりは、扉のある側以外の壁面に付けることとし、高さは80~85センチメートル程度に設置し、握りやすい形状とする。 	
カ 出入口の戸の構造	<p>籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。</p>		
キ 籠内の階数等の表示設備	<p>籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備が設けられていること。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、籠内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置する。
ク 籠内の階数等の音声設備	<p>籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる設備が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> スルー型の場合は、開閉する側の扉を音声で知らせる装置を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 到着階の構造を音声案内する。
ケ 操作盤の位置	<p>籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものとする。 籠内に設ける操作盤は、車椅子使用者が利用できるよう、籠の左右壁面中央付近に置く。操作ボタンは高さ100センチメートル程度に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 籠内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとする。 ボタンの文字は、周囲との明度の差が大きいこと等により弱視者の操作性に配慮したものとする。
コ 視覚障害者が容易に操作できる構造の操作盤	<p>籠内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうち、それぞれ1以上は、点字が貼り付けられていること等により、視覚障害者が容易に操作できる構造となっていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 籠内操作盤の各操作ボタン(階数、開、閉、非常呼び出し、インターホン)には、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法はJIS T0921にあわせたものとする。 籠の出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機械式セーフティシューには、光電式、静電式又は超音波式等のいずれかの装置を併設する。 	

整備基準		解説	望ましい水準	備考
		<ul style="list-style-type: none"> 地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合は、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。 		
サ 乗降ロビーの広さ	乗降ロビーの幅は 150 センチメートル以上であり、奥行きは 150 センチメートル以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 車椅子が転回できる広さ(150 センチメートル以上×150 センチメートル以上)を確保する。 新設等の場合には、エレベーターロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。 既存施設であってエレベーターロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、その間には十分な広さの空間を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 電動車椅子が転回できる広さ(180センチメートル以上×180 センチメートル以上)を確保する。 下り階段又は下り段差が存在する場合には、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ボールの設置等の転落防止策を講じる。 	
シ 乗降ロビーの音声対応設備	乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられていること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 籠の到着や昇降方向がロビーにおいて音声で分かるよう、設備を設けること。 		
(5) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	移動等円滑化された経路を構成する通路及び次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。	<ul style="list-style-type: none"> 線状ブロックは、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設すること。 (視覚障害者誘導用ブロックの構造) 形状については、JIS T9251 にあわせてものとする。 黄色を原則とすること。ただし、周辺の床材との対比を考慮して、明度差又は輝度比などが十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合は、この限りでない。 十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐摩耗性に優れたものとする。 		
ア 傾斜路の上端及び下端	別表第2の1の表2の項に定める構造の傾斜路の上端及び下端に近接する通路等	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜路の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、傾斜路の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 		1の表_2の項参照
イ 主要な出入口等の戸の構造	別表第2の1の表4の項(1)に定める構造の主要な出入口等の戸の前後			1の表_4の項参照
ウ 階段の上端及び下端に近接する通路等	別表第2の1の表6の項に定める構造の階段の上端及び下端に近接する通路等	<ul style="list-style-type: none"> 階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とすること。 階段の上端及び下端に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30センチメートル程度離れた箇所とすること。 		1の表_6の項参照
エ 乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等	(4)に定める構造のエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤に近接する通路等	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗り場ボタンへ誘導すること。 エレベーターの前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗り場ボタンから30センチメートル程度離れた箇所とすること。 		
オ 案内標示に近接する通路等	5の項に定める案内標示に近接する通路等			5の項参照
カ 乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等	6の項に定める構造の乗車券等販売所、案内所等に近接する通路等	<ul style="list-style-type: none"> 券売機への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機へ誘導すること。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路からできる限り最短経路となるように分岐すること。 		6の項参照

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 線状ブロックで誘導される券売機の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前30センチメートル程度の箇所とすること。 		
キ その他	<p>その他特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <ul style="list-style-type: none"> エスカレーター前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き60センチメートル程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設すること。 エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。 (条件) 乗り口方向のみに敷設する。 時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみ敷設する。 乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。 		

図1 移動等円滑化経路の整備例

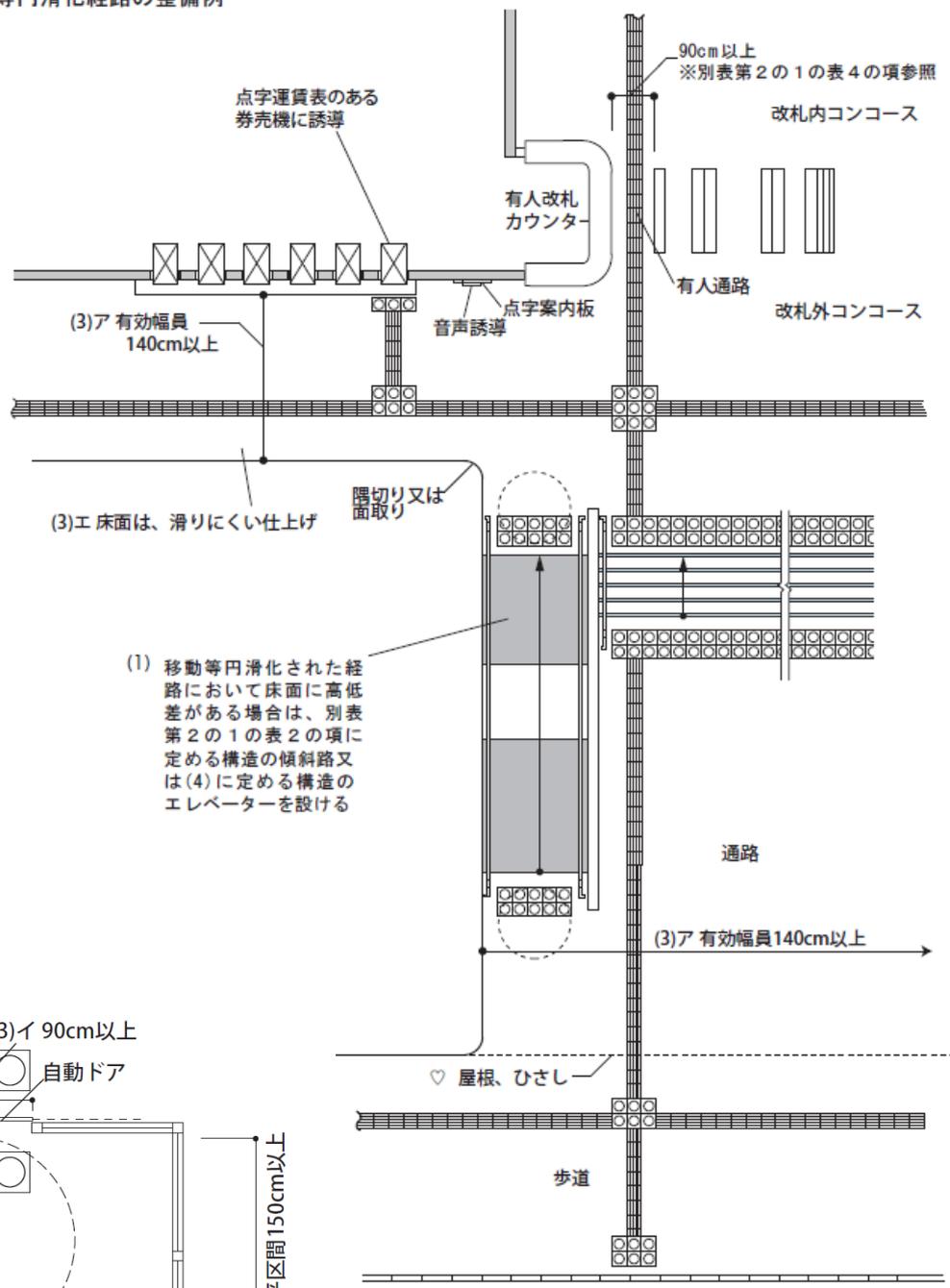
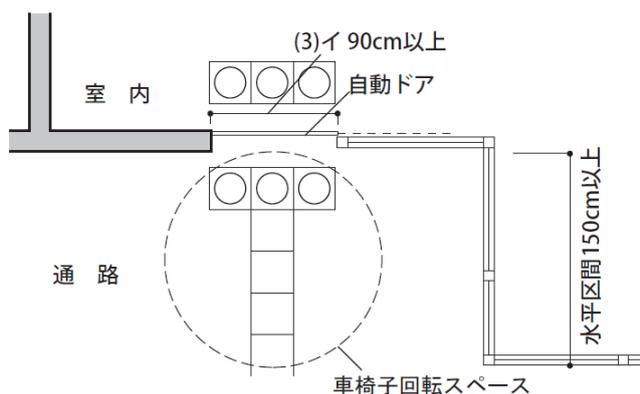


図2 扉のある出入口の例

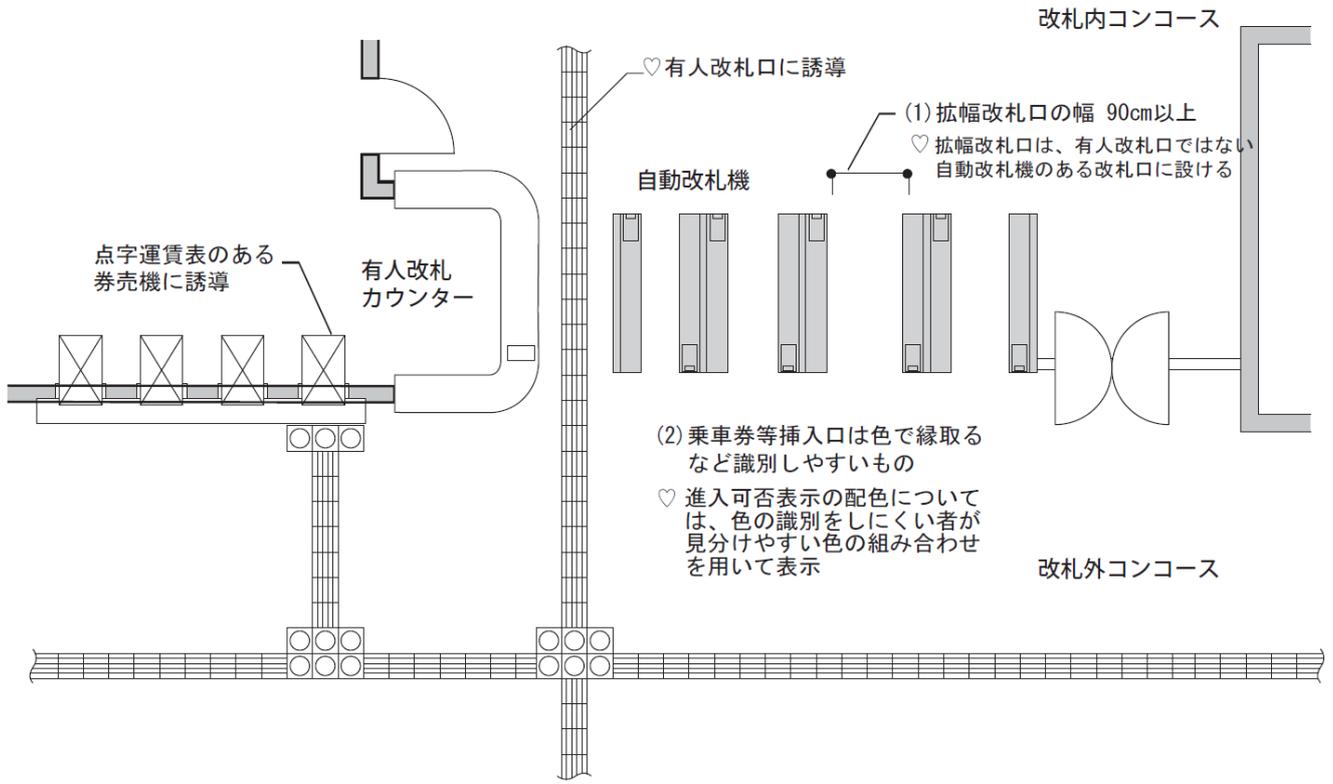


●基本的な考え方

誰もが円滑に利用できるように、改札口を整備する。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>(1) 改札口を設ける場合は、移動等円滑化された経路に、別表第2の1の表4の項(1)ア、イ及びエに定める構造の改札口を1以上設け、視覚障害者誘導用ブロックを連続して敷設すること。</p>	<p>(無人改札口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 無人改札口では、視覚障害者、聴覚障害者等からの問い合わせに対応できるような措置を講ずる。 <p>(有人改札口)</p> <ul style="list-style-type: none"> 手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。この場合、筆談用具を備えている旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 筆談用具を備えている旨の表示は、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 有人改札口を設けること。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札へ誘導する。 拡幅改札口は、有人改札口ではない自動改札機のある改札口に設ける。その際、当該改札口は、車椅子使用者の問い合わせ等に対応できるように有人改札から視認できる位置とする。 有人改札口、自動改札口のそれぞれ1以上に2の項に定める構造の改札口を設ける。 <p>(有人改札口)</p> <ul style="list-style-type: none"> JIS T0103に適合するコミュニケーションボードを準備する。 カウンターの一部は、高さ75センチメートル程度とし、蹴込みは高さ60センチメートル以上、奥行き40センチメートル程度とする。 	<p>図1</p>
<p>(2) 自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその付近に、当該自動改札機への進入の可否を、容易に識別することができる方法で表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動改札機の乗車券等挿入口は、色で縁取るなど識別しやすいものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 進入可否表示の配色については、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、及び彩度の差を確保するように配慮する。 	

図1 改札口の整備例



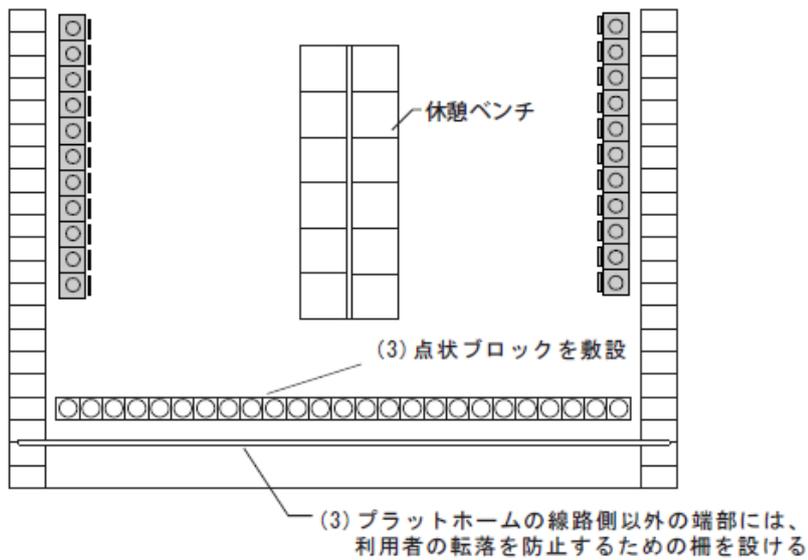
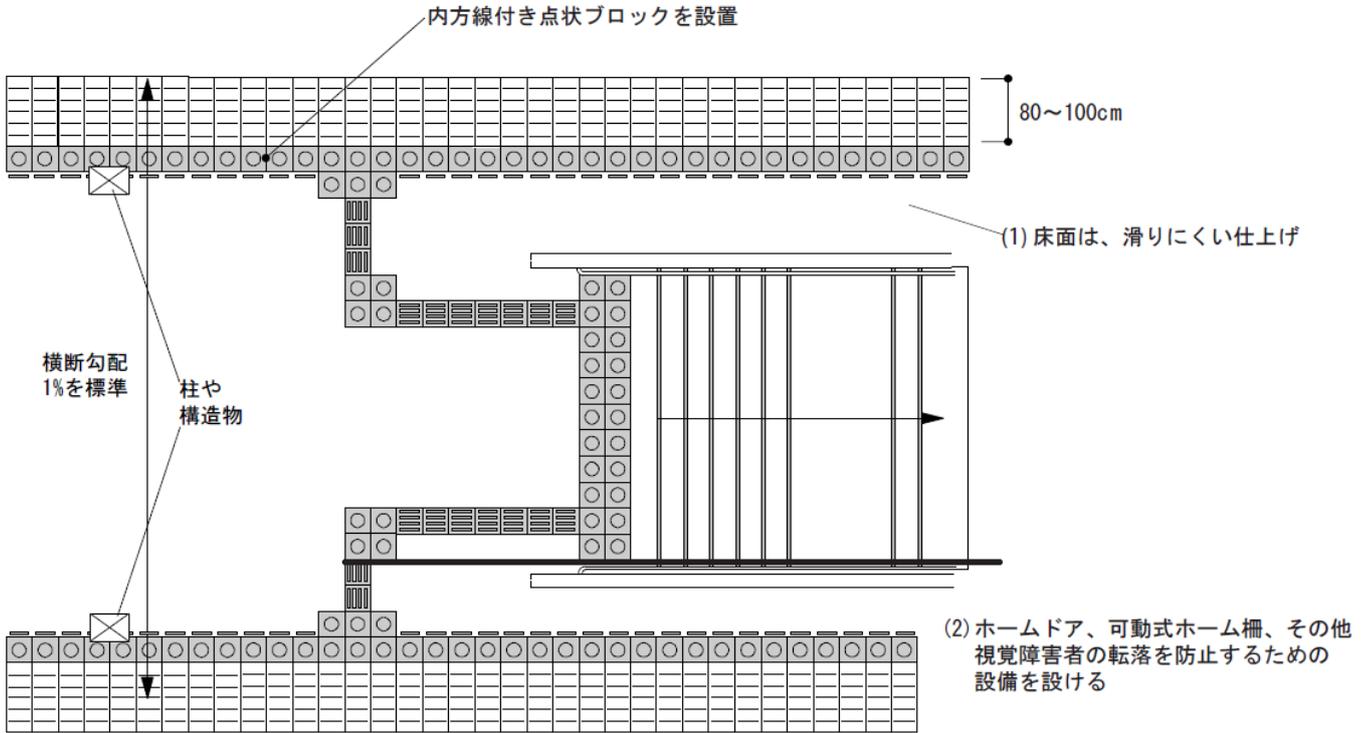
●基本的な考え方

誰もが円滑に乗降できるように、プラットフォーム等を整備する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
プラットフォーム等は、次に定める構造とすること。		<p>(車椅子利用者に対する配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム床面等において、車椅子スペースに近接する乗降口位置を表示する。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。 車椅子利用者の円滑な乗降のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。 鉄軌道車両とプラットフォームの段差又はすき間について、段差はできる限り平らに、すき間はできる限り小さいものとする。なお、段差縮小のためプラットフォームの嵩上げを行う場合は、プラットフォーム全体、あるいは一定の区域において行うことを基本とするが、部分的な嵩上げ(スロープ化)により対応する場合は、視覚障害者や片麻痺などの歩行困難な方の移動に影響を及ぼす可能性やホーム転落の危険性等も踏まえ、ホームドアの整備箇所において実施する。 コンクリート軌道である路線の場合、プラットフォームの直線部において、くし状ゴムの設置、プラットフォームの改修その他の措置を必要に応じ講ずることにより、1以上の乗降口において、渡り板等の設備を使用しなくても車椅子利用者が単独で乗降しやすいように段差・すき間を縮小する。 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄軌道車両・ホーム等の構造上の理由により渡り板が長く、また、傾斜角が急(概ね10度を超える)となる場合には、脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設ける。 車椅子利用者が単独で乗降しやすい乗降口位置は、エレベーターの設置位置等を踏まえながら、同一路線内ではどの駅においても同じ車両扉となるよう整備する。 また、その乗降口を必要とする乗客が集中するのを防ぐために、車椅子利用者が単独で乗降しやすい乗降口は、プラットフォーム上に分散して複数設置する。 	
(1) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。			図 1
(2) ホームドア等の設置	次に定める設備が設けられていること。	<ul style="list-style-type: none"> ホームドア、可動式ホーム柵、固定式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックを設置若しくは敷設する際には、乗降時の安全性の観点から以下の措置を図ること。 		
ア 旅客用乗降口の位置が一定である場合の設備	発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定して一定の位置に停止させることができるプラットフォーム(鋼索鉄道に係るものを除く。)にあつては、ホームドア又は可動式ホーム柵(旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあつては、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備)	<ul style="list-style-type: none"> ホームドア及び可動式ホーム柵は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置、又は固定部と可動部の色を変えるなど、弱視者等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明度、色相又は彩度の差に配慮する。 ドアの開閉を音声や音響で知らせること。 車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。 <p>(ホームドア)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各開口部の全幅にわたって、奥行き60センチメートル程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても30センチメートル以下とする。 <p>(可動式ホーム柵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立 		図 1 図 2 図 3 図 4 図 5
イ ア以外の場合の設備	アに掲げるプラットフォーム以外のプラットフォームにあつては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者用誘導ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備			

図1 プラットホームの整備例(ホームドア・可動式ホーム柵がない場合の敷設例)

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月) P200を参考に加工)



整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<p>てかけた場合の接触防止対策等から適切な高さの柵とすること。なお、柵の固定部のホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40 センチメートル程度を基本とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 可動式ホーム柵（横開き式）の開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60 センチメートル程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 センチメートル以下とする。 可動式ホーム柵（昇降式）についてはホーム縁端全面にわたって、内方線付き点状ブロック（JIS T9251）を敷設する。プラットホームの線路側の縁端からの距離は 80 センチメートル以上とし、柵に並行して連続的に敷設する。 可動式ホーム柵（昇降式）のブロックの敷設については、プラットホーム上の柱などの構造物と干渉しないよう配慮して敷設する。 可動式ホーム柵（昇降式）においては、原則、通常の動作において開口部に車両が停車しない空間を設けることはないようにする。やむを得ず、そのような状態が発生する場合においては音声等による注意喚起を行う。 <p>(固定式ホーム柵)</p> <ul style="list-style-type: none"> ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止対策等から適切な高さの柵とすること。なお、柵の固定部のホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40 センチメートル程度を基本とすること。 各開口部の全幅にわたって、奥行き 60 センチメートル程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるよう内方線付き点状ブロックを敷設する。各固定部からの離隔は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 センチメートル以下とする。 <p>(視覚障害者用誘導ブロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> 階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T字部）については、誘導用の線状ブロックと縁端部の点状ブロックとの間に点状ブロックを敷設すること。 <p>(内方線付き点状ブロック)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内方線付き点状ブロックは、鉄軌道駅におけるプラットホーム縁端部の警告のために敷設する。なお、プラットホーム上であっても、これ以外の場所には敷設しない。 点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T9251 に適合するものとする。 プラットホームの縁端から 80 センチメートル以上離れた場所に、プラットホーム長軸方向に沿って連続的に敷設する。また、原則としてプラットホームの縁端からホーム縁端警告ブロックまでの距離は、最大でも 100 センチメートル程度とする。 プラットホーム上の柱などの構造物は、上記方法により敷設される内方線付き点状ブロックと干渉しないよう配慮する。やむを得ず内方線付き点状ブロックがホーム縁端付近の柱など構造物と干渉する場合には、連続して敷設して、当 	<ul style="list-style-type: none"> 内方線付き点状ブロックを連続して敷設することにより、視覚障害者がプラットホーム上の柱など構造物と衝突した際の 	

図2 ホームドア・可動式ホーム柵（横開き式）の敷設例

（国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和6年3月）P202を参考に加工）

- ・視覚障害者の利便性を考慮し、幅員が確保され構造上支障がない場合には、長軸方向線状ブロックを敷設することが有効である。
- ・ホーム縁端全面に内方線付き点状ブロックを連続して1枚敷くこととした上で、開口部に点状ブロックをホームドアと内方線付き点状ブロックの間に1列追加する敷設も有効と考えられる。

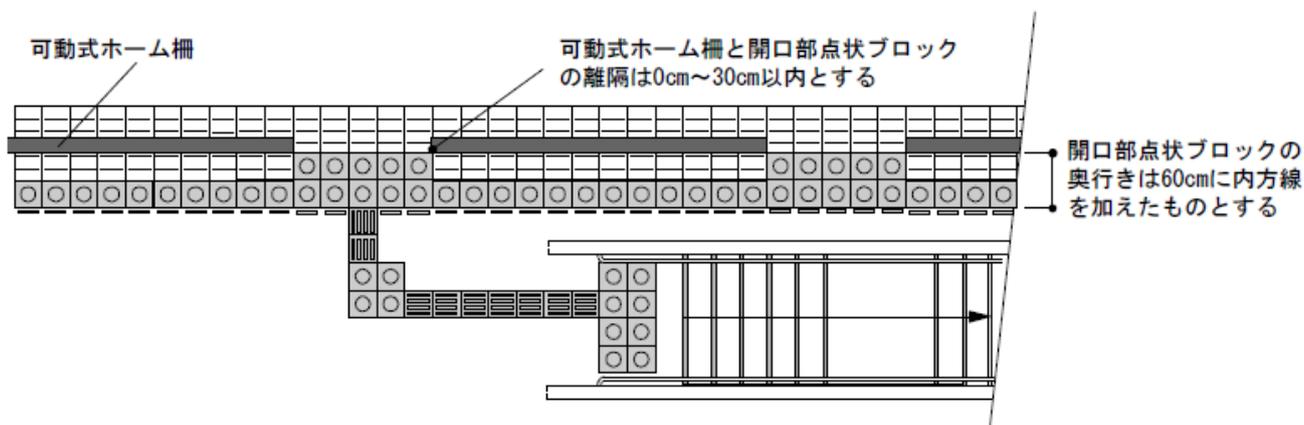


図3 可動式ホーム柵（昇降式）の敷設例

（国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和6年3月）P203から抜粋）

- ・ホーム縁端全面に内方線付き点状ブロックを連続して1枚敷くこと。

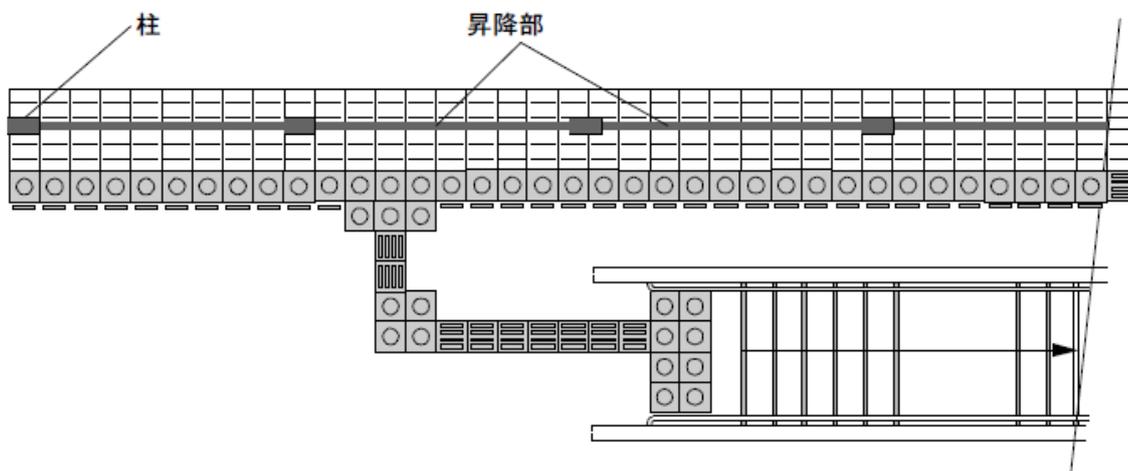
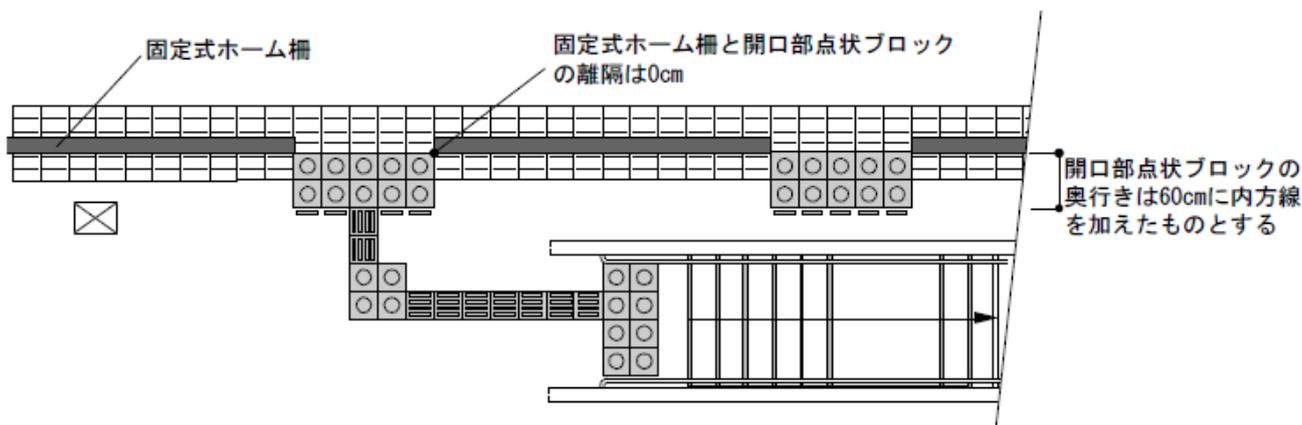


図4 固定式ホーム柵の敷設例

（国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（令和6年3月）P202から抜粋）



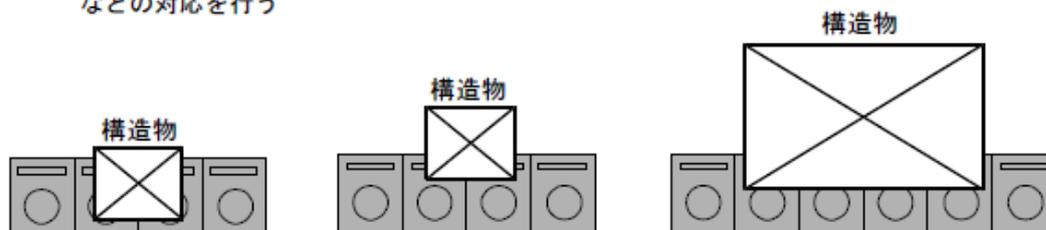
整備基準		解説	望ましい水準	備考
		<p>該部分を切り取る形とし、内方線付き点状ブロックとの間にすき間を設けずに敷設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島式ホームにおいては、向かい合う内方線付き点状ブロックの内方線の中心と中心とを結ぶ距離を 60 センチメートル以上確保することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、内方線の中心と中心とを結ぶ距離を 40 センチメートル以上確保する。また、40 センチメートル以上確保できない場合は、点状ブロックを敷設し、内方線は敷設しない。 	<p>安全性を考慮し、柱にクッションを巻くなどの対応を行う。</p>	
(3) 転落防止の柵	<p>プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の転落を防止するための柵」は、建築限界に支障ない範囲で高さ 110 センチメートル以上とすること。 ・プラットホームの線路側以外の端部を認識できるよう点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は 60 センチメートル程度（少なくとも 40 センチメートル以上）とする。 <p>(転落時の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万が一プラットホームから旅客が転落した場合を想定し、以下の安全確保措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・列車を停止させるための非常押しボタン又は転落検知マットを設置する。この場合、当該押しボタンは操作しやすい位置に設置するとともに、その位置、機能について、旅客へ周知する。 ・プラットホーム下には、列車を避けるための待避スペース又はプラットホームに上がるためのステップを設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・線路側ホーム面には、列車が停車することがない等乗降に支障のない範囲について、建築限界に支障ない範囲で利用者の転落を防止するための柵を設置する。 	<p>図 1 図 6 図 7</p>
(4) 警告のための設備	<p>列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合又はホームドア若しくは可動式ホーム柵が設けられている場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・音声や音響による案内で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせる。 ・光や文字による情報で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせる。 		
(5) 照明設備	<p>照明設備が設けられていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プラットホームは両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮する。 		

図5 構造物と干渉する場合の敷設

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月) P204を参考に加工)

(2) 干渉部分は切り取る形とし、内方線付き点状ブロックの間に隙間を空けずに敷設する

♡ 衝突した際の安全性を考慮し、構造物にクッションを巻くなどの対応を行う



・このような敷設方法とする理由として、次のような意見があった。

- ①迂回すると方向や位置がわからなくなる。
- ②構造物の線路側のブロックが無くなるのは困る。
- ③連続敷設が簡潔で分かりやすい。連続敷設は構造物に触れることができる。触れることで安全を確認する。
- ④ホーム縁端からの距離が一定である。

図6 転落防止設備例（転落検知マット）

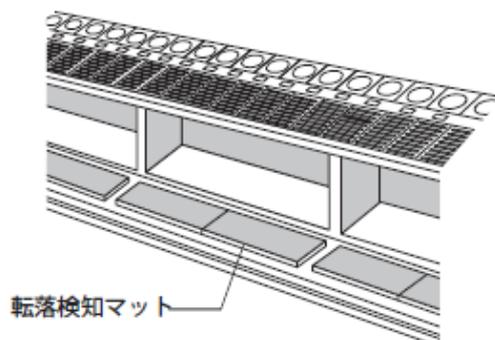


図7 転落防止設備例（非常停止ボタン）



●基本的な考え方

利用者の利用に供する便所を設ける場合は、車椅子使用者をはじめ、誰もが円滑に利用しやすい便所を整備する。
 多様なニーズに応えるため、機能を集約することで、車椅子使用者をはじめ誰もが利用しやすい便所を設けることも有用であるが、利用者が集中し、便所内に広い空間を必要とする車椅子使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声もあることから、各種機能を便所全体に適切に分散して配置する。

整備基準		解説	望ましい水準	備考
利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の別があるときは、それぞれ1以上)設けること。		・高齢者、障害者等の使用に配慮した便所を、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に男女共用のものを1以上設置するか男女別にそれぞれ1以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置に設置する。	・1つの便所(男女別、男女共用)のまとまり単位で機能を分散して配置する。	
(1) 車椅子使用者用便所の設置	次に定める構造の車椅子使用者用便所を1以上設けること。	<p><車椅子使用者便所></p> <p>①経路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化された経路との間の経路における通路のうち1以上は、1の項(3)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、戸を設ける場合の幅員は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 <p>②案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所等を設けた便所である旨を、当該便所等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示する。 <p>③出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便所に入るための通路、出入口は、段差その他の障害物がないようにする。また、便所の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ・触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 <p>④ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 <p>⑤鍵</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造及び高さ(60~70センチメートル程度)とし、非常時に外から解錠できるようにする。 <p>⑥ドア開閉盤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動式ドアの場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるようドアから70センチメートル以上離して設置するなど配慮する。高さは100センチメートル程度とする。 	<p>④ドア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・握り手はドア内側の左右両側に設置する。 ・幅員90センチメートル以上とする。 	<p>図1 図2 図3 図4 図5 1の表 2の項 4の項参照</p>
ア 手すり等の設置	腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。			
イ 空間の確保	車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。			
(2) 出入口の構造	便所及び(1)に定める便所の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、同項(1)イについては、同表2の項に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。			
(3) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。			
(4) 男子用小便器の構造	男子用小便器を設ける場合は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設けること。			
(5) 洗面器の設置	障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を1以上設けること。			
(6) 水洗器具の設置	便所内に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所を1以上設けること。			
(7) 出入口の表示	便所の出入口には、車椅子使用者用便所のある便所である旨を分かりやすい方法で表示すること。			

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式ドアの場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。 ・使用中である旨を表示する装置を設置する。 ⑦大きさ <ul style="list-style-type: none"> ・手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には 200 センチメートル以上×200 センチメートル以上のスペースが必要。）。 ・新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には 220 センチメートル以上×220 センチメートル以上のスペースが必要。）。 ⑧便器 <ul style="list-style-type: none"> ・便器は腰掛式とする。便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。 ・便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。 ・便座の高さは 40～45 センチメートルとする。 ・便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。 ⑨オストメイト対応 <ul style="list-style-type: none"> ・オストメイトのパウチやしびんの洗浄ができる水洗器具を設置する。 ⑩手すり <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐触しにくい素材で、握りやすいものとする。 ・壁と手すりの間隔は握った手が入るように 5 センチメートル以上の間隔とする。 ・手すりは便器に沿った壁面側は L 字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは 65～70 センチメートル程度とし、左右の間隔は 70～75 センチメートルとする。 ⑪付属器具 <ul style="list-style-type: none"> ・便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使い 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧便器 <ul style="list-style-type: none"> ・上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設ける。 ⑨オストメイト対応 <ul style="list-style-type: none"> ・機能分散の観点から、必ずしも大きい空間を必要としないオストメイトの方が利用しやすいよう、車椅子利用者用便房内に加え、車椅子利用者用便房以外の場所にも設置する。 ・設置が義務付けられた便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合以外は簡易型設備による対応は行わないこと。なお、当該設備では利用が難しい方がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の戸に設置するよう努める。 ・水洗器具としては、パウチの洗浄や様々な汚れ物洗いに、汚物流しを設置する。 ・汚物流しを設置する場合は、ペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設ける。 ・水洗器具の付近に、パウチなどの物を置けるスペースを設置する。 ⑪付属器具 <ul style="list-style-type: none"> ・小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。 	

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<p>にくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。 荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者に危険のない形状、位置とするとともに、1以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。 手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。 <p>⑫洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> 車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。 車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床 60 センチメートル以上の高さ確保し、洗面器上面の標準的高さを 80 センチメートル以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。 鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。 <p>⑬汚物入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> 汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものとする。 <p>⑭乳幼児用おむつ交換台</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能分散の観点から、おむつ交換台は車椅子使用者用便房以外の場所に設置することが望ましいが、設置が難しい場合は車椅子使用者用便房内に設置する。 <p>⑮床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。 床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。 <p>⑯呼び出しボタン（通報装置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼び出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。 <p>⑰器具等の形状・色・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や肢体不自由者等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> カーテンなどの仕切りを設ける。 <p>⑫洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> おむつ交換やおストメイトの方がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る設備を設けること。温水設備の設置に当たっては、車椅子での接近に障害とならないよう配慮する。 洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置する。 <p>⑮介助用大型ベッド</p> <ul style="list-style-type: none"> 介助等を必要とする障害者、高齢者等のため、介助用大型ベッドを設置する。設置するベッドは大型のもの（幅 60～80 センチメートル程度、長さ 150～180 センチメートル程度）とする。 折畳み式とする場合は、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。また、戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、入口との位置関係に配慮する。 着替え時の姿勢保持のため、手すりを設ける。 <p>⑰床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。 	

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<p><トイレ全般></p> <p>①案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近に男女別表示をわかりやすく表示する。 ・男女別及び構造を、視覚障害者が分かりやすい位置に、触知案内図等で表示する。 ・視覚障害者誘導用ブロックは、壁面等に設置した触知案内図等の正面に誘導する。 ・触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 規格にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 ・触知案内図等は、床から中心までの高さを140～150センチメートルとする。 <p>②音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。 <p>③小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ内に、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ35センチメートル以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。 ・小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。 <p>④大便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。 <p>⑤洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面器は、もたれかかった時に耐える強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを1以上設置する。 <p>⑥乳児用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ内に1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)大使用の便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の扉には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。 ・トイレ内におむつ交換台を設置するよう努めること。 	<p>①案内表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和式便器・腰掛便座の別を案内する。 <p>②音声案内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供できるよう配慮する。 <p>③小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・杖使用者等が円滑に利用可能な小便器は、入口に最も近い位置に設置する。 ・小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置する。 <p>④大便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便房の扉の握り手は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。 ・和式便器の前方の壁に垂直、水平に手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。 ・便房内には、杖や傘等を立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置する。 ・弱視者や色覚障害者等に配慮し、扉には確認しやすい大きさ、色で使用可否を表示する。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記する。 ・緊急時における聴覚障害者の安全確保の観点から、視覚的な警報装置を設置する。 <p>⑤洗面器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供等の利用に配慮し、上面の高さ55センチメートル程度、奥行き45センチメートル程度のものを設ける。 <p>⑥乳児用設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアは便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設ける。 ・おむつ交換台とあわせて荷物台やおむつ用のごみ 	

整備基準	解説	望ましい水準	備考
	<p>⑦床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。 床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段差を設けないようにする。 <p>⑨器具等の形状・色・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンの形状、色、配置についてはJISS0026にあわせたものとする。 	<p>箱を設置する。設置場所は、おむつ交換台の近くとする。</p> <p>⑦床仕上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。 <p>⑧呼び出しボタン(通報装置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからでも操作できるように呼び出しボタンを設置すること。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。 	

図1 オストメイト用設備を備えた便房を1か所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月)P156を参考に加工)

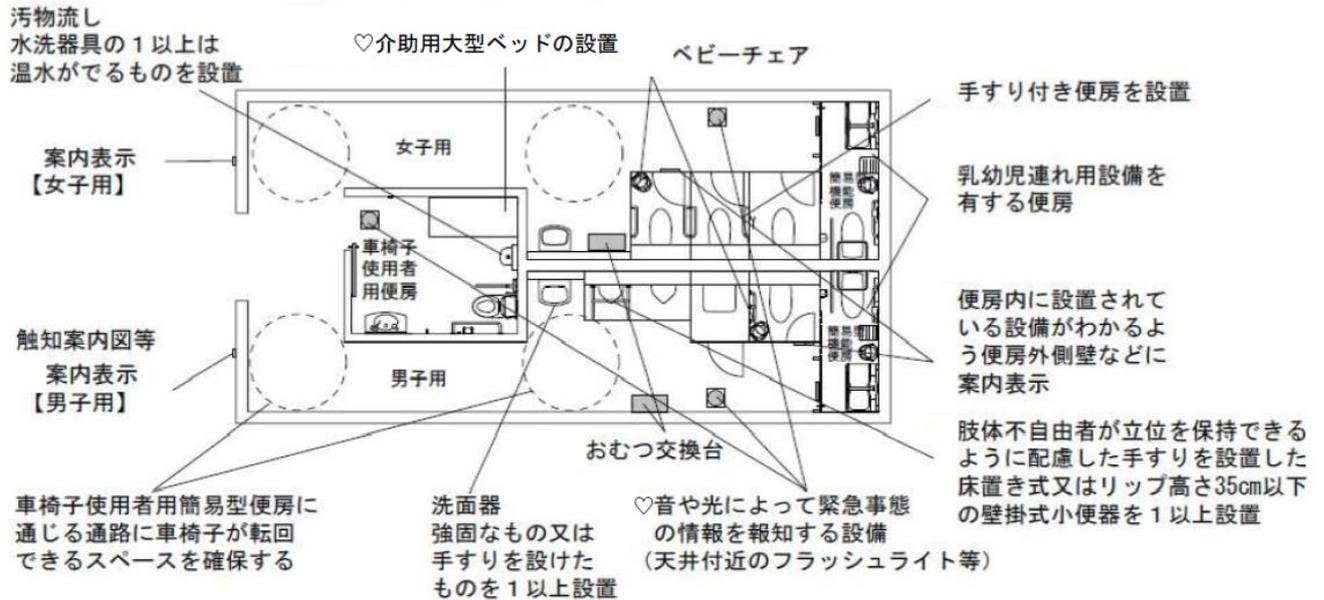


図2 複数の機能を備えた便房を1か所配置した例

(国土交通省「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(令和6年3月)P156を参考に加工)

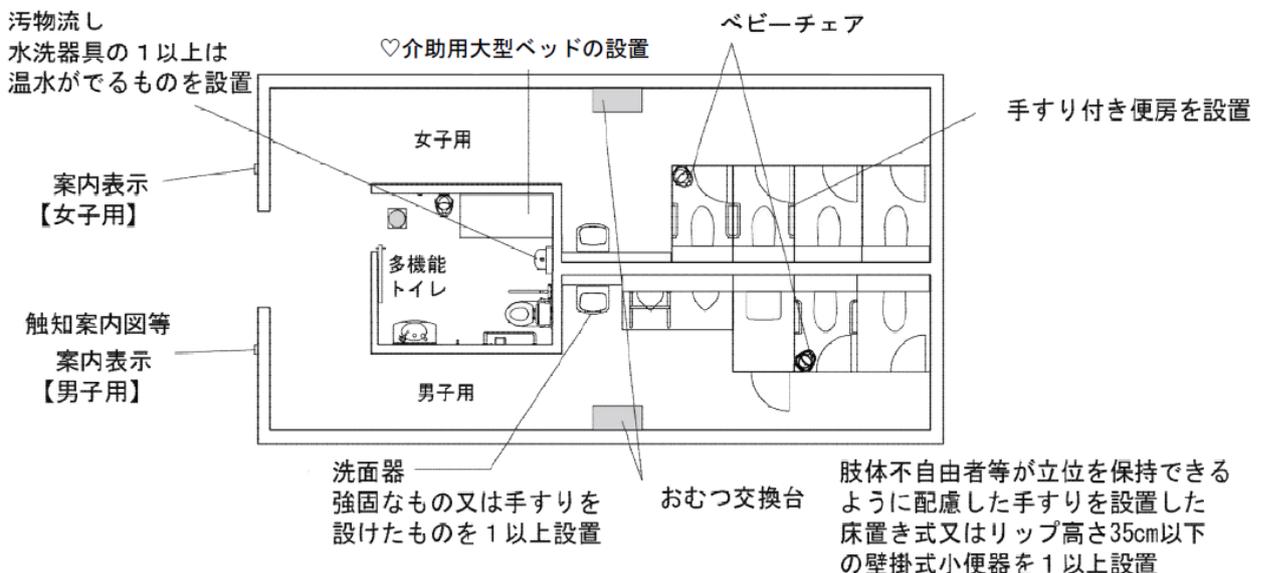


図3 車椅子使用者用便房の整備例

図3-1 200×200cm以上の場合

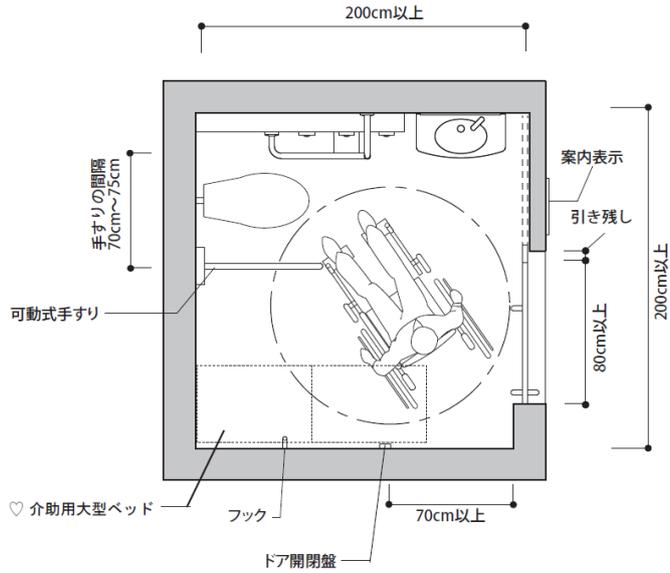


図3-2 220×220cm以上の場合

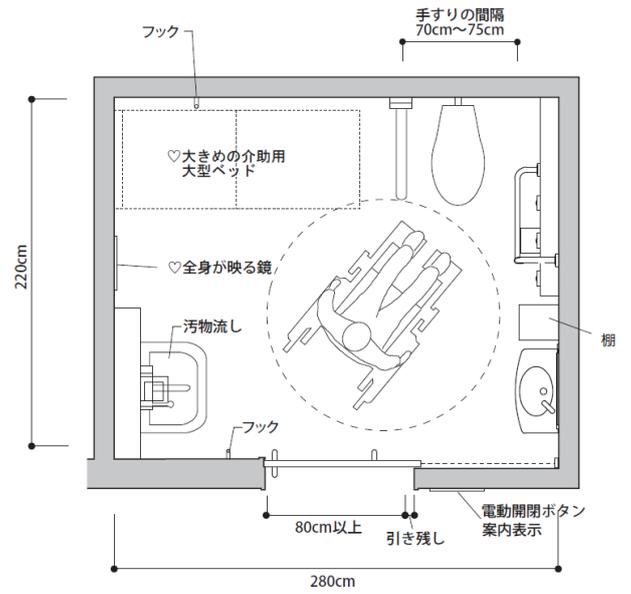


図4 小便器例

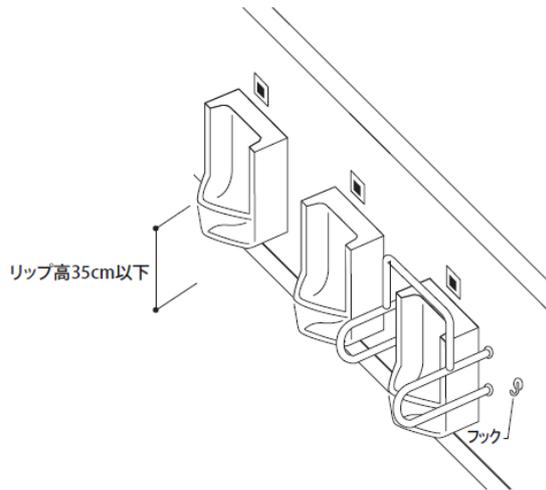
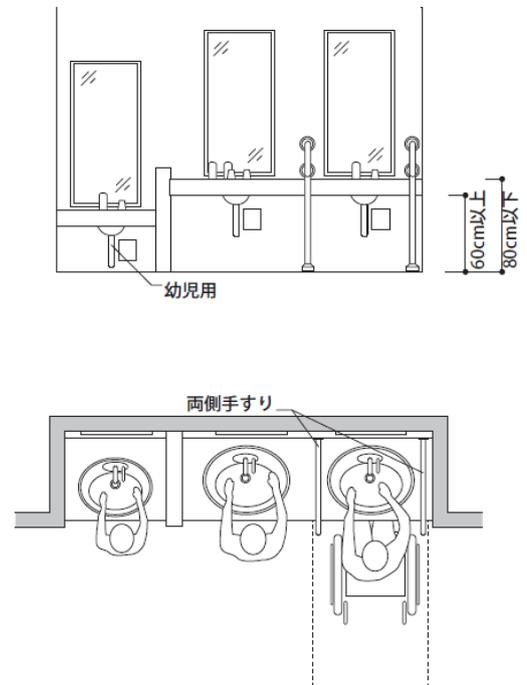


図5 洗面器例



案内標示

●基本的な考え方

- ・ 視覚障害者、聴覚障害者、外国人などコミュニケーション制約を抱えている利用者が、公共交通機関を円滑に利用できるように表示する。
- ・ 案内、誘導表示については、設置場所、高さ、文字の大きさ・形状、分かりやすさ、色の組み合わせなどを十分に配慮する。
- ・ 車椅子使用者、視覚障害者、聴覚障害者が緊急時の避難から取り残されないよう、音声設備、点字などを適切に設ける。

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(1) 車両等の運行に関する情報の文字及び音声の設備	<p>車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>	<p>(表示する情報内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行・運航に関する情報とする。 ・ 簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。 ・ 異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示す。 ・ 車両等の運行・運航の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報の提供に努める。 <p>なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合は、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。 <p>(配置位置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両等の運行・運航用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行・運航により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。 	
(2) エレベーター等の設備の標識	<p>エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は(4)に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。 ・ 安全色に関する色彩は、JIS Z9103 附属書JB(参考)による。出口に関する表示は、このJIS規格により黄色とする。 ・ サインの表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相、及び彩度の差を確保するよう配慮する。 ・ ピクトグラムは、JIS Z8210 に示された図記号を用いる。また、その他、一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用図記号を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弱視者等に配慮して、可能な限り、接近できる位置、視点の高さに掲出する。 ・ サインは、必要な輝度が得られる器具とすること。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とする。 ・ 外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮する。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮する。 ・ 誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとする。
(3) 標識の規格	<p>(2)の標識は、日本産業規格Z8210 に適合するものとする。</p>		

整備基準	解説	望ましい水準	備考
(4) 主要な設備の配置の表示	<p>公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。（6）において同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えること。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p>		
(5) 案内板の構造	<p>（4）の案内板その他の設備は、別表第2の1の表12の項（3）に定める構造とすること。</p>	<p>・色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。（別表第2の1の表12の解説参照）</p>	1の表12の項参照
(6) 主要な設備の配置を音、点字等により示すための設備	<p>公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>		

●基本的な考え方

券売機、カウンター等の利便施設についても、誰もが円滑に利用できるように整備を進める。

整備基準	解説	望ましい水準	備考	
(1) 券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。		・聴覚障害者が外部と連絡を取れるよう、自由に利用できる公衆 FAX の設置や携帯電話などが利用できる環境を整える。		
ア 券売機の高さ等	券売機、カウンター及び記載台又は公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	<p>(券売機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。 ・主要なボタンは、110センチメートル程度の高さを中心に配置すること。 ・金銭投入口の高さは、110センチメートル以下とすること。なお、券売機の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。 ・車椅子使用者が容易に接近しやすいよう券売機下部に高さ 60センチメートル程度以上、奥行き 40センチメートル程度以上の蹴込みを設けること。 <p>(カウンター及び記載台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蹴込みの一部は、高さ 60センチメートル程度以上、奥行き 40センチメートル程度以上とすること。 ・出札・案内カウンターの一部は、車椅子使用者との対話に配慮して高さ 75センチメートル程度とすること。 ・出札・案内カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子使用者との対話に配慮して 30~40センチメートルとすること。 ・基準を満たすサブテーブルを設けるなど、備品による対応も考えられる。 ・カウンターの1か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。 <p>(公衆電話台)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆電話台の高さは、70センチメートル程度とし、台下の高さを 60センチメートル程度以上とすること。 ・ダイヤルやボタンの高さは、90~100センチメートル程度とする。 ・蹴込みの奥行きは、45センチメートル程度以上確保すること。 	<p>(券売機)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターホン、呼び出しボタンなどは利用者にとって使用しやすい高さ、構造とする。 ・聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害者の利用に配慮し、駅係員に連絡中である旨や駅係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。 	図 1 図 2
イ 券売機等の構造	券売機及び公衆電話機は、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	<p>(券売機の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭投入口は、硬貨を複数枚入れることができるものとする。 ・運賃等の主要なボタンには点字を併記する。 ・点字の表示方法及び位置については、JIS T0921 にあわせたものとする。 ・点字は、はがれにくいものとする。 ・券売機の横に点字運賃表を設置すること。 ・点字運賃表の表示順序は 50音順とすることを原則とし、見出しを設ける。 ・タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置すること。 ・テンキーを設置した券売機には、音声案内を設置すること。 	<p>(券売機の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ボタンの料金表示は、周辺との明度の差を大きくする等弱視者の利用に配慮する。 ・点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等により弱視者に運賃が分かりやすくする。 <p>(公衆電話機の構造)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人の利用の多い旅客施設には、英語の表示の可能な電話を設置する。 ・少なくとも1台は音声増幅装置付き電話機を設ける。この場合、見やすい位置にその旨表示すること。 	

図1 券売機の整備例

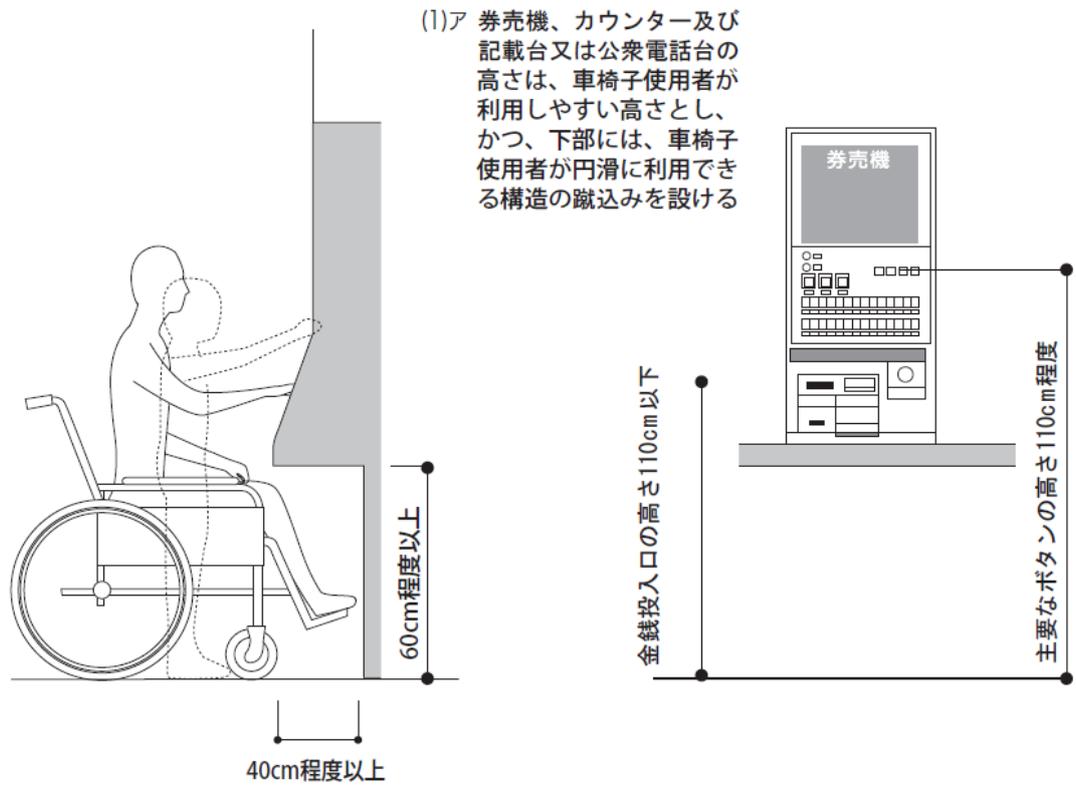
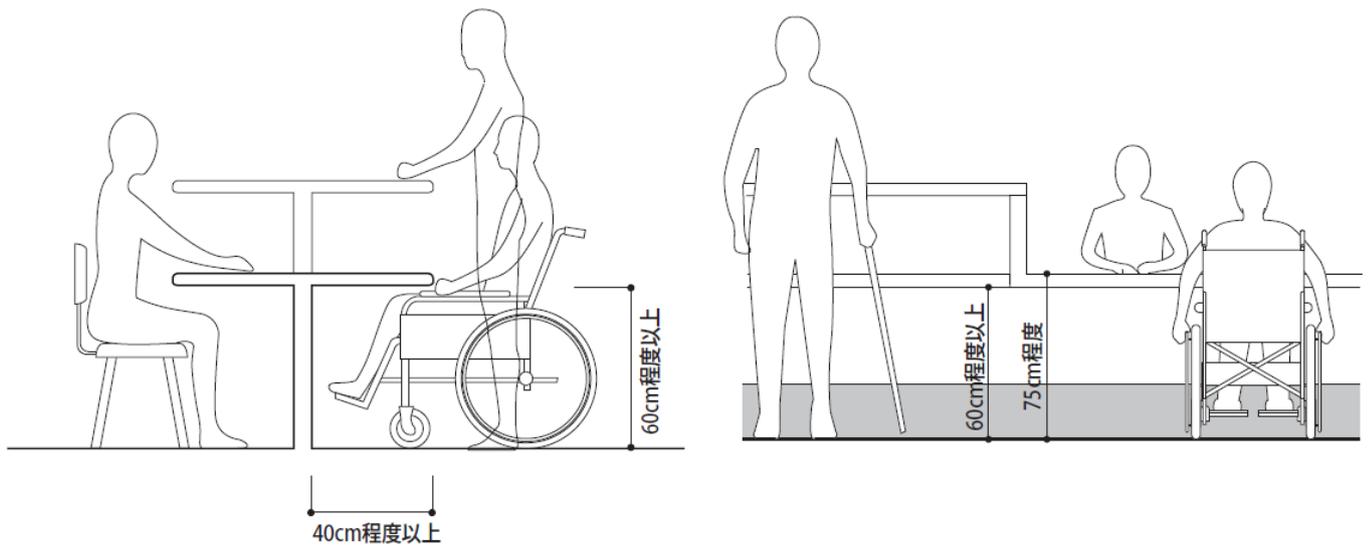


図2 カウンターの整備例



整備基準	解説	望ましい水準	備考
<p>(2) カウンター及び記載台には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。この場合においては、当該設備を保有している旨を表示すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。この場合、筆談用具を備えている旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合、この表示を指差しすることにより意思疎通を図れるように配慮する。 ・手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券等販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。 ・筆談用具を備えている旨の表示は、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・JIS T0103に適合するコミュニケーションボードを準備する。 	
<p>(3) 利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ、主な経路上に休憩のためのベンチ等設けること。 <p>(乗車券等販売所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化された経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、1の項(3)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、戸を設ける場合の幅員は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ・出入口を設ける場合は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 <p>また、出入口に戸を設ける場合の幅員は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(案内所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化された経路と案内所等との間の経路における通路のうち1以上は、1の項(3)に掲げる基準に適合するものであること。ただし、戸を設ける場合の幅員は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 ・出入口を設ける場合は、別表第2の1の表4の項(1)に定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、同表2の項に定める構造の傾斜路を併設すること。 <p>また、出入口に戸を設ける場合の幅員は、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(水飲み場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水飲み台を設ける場合は、旅客の移動等を妨げないよう配慮する。車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80センチメートルとする。壁つきの場合には、蹴込みの高さは60センチメートル程度、奥行きは35～40センチメートル程度とすること。 	<p>(乗車券等販売所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、180センチメートル以上とする。 <p>(案内所等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口の有効幅員は、180センチメートル以上とする。 <p>(待合室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合室を設ける場合は、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、130センチメートル×75センチメートル以上のフリースペースを設ける。 ・授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置する。 	